

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 居住者の人命を守る

# #17 浸水被害防止区域

## 目的

新たな居住に対し、立地を規制する  
居住者の人命を守る

## 根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画

## 支援

### 技術的支援

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について  
（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月）
- ・浸水被害防止区域内の建築物に係る構造計算・設計マニュアル（令和5年1月）
- ・水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

## 施策の内容

### 概要

- ・浸水被害防止区域は、特定都市河川流域内で、洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、都道府県知事が指定することができる制度です。
- ・特定都市河川浸水被害対策法に規定される開発・建築の制限に加え、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となる等、立地規制に係る規定の対象区域です。
- ・また、厚生労働省では、浸水被害防止区域を含む災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外としています。

### 開発の原則禁止

- **災害レッドゾーン**における**自己居住用住宅以外の開発を原則禁止**
- ※**病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス**等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4~)

### 高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、**災害レッドゾーン**における**新規整備を補助対象から原則除外**  
＜厚生労働省にてR3年度より運用開始＞

- （参考）災害レッドゾーン
- ・浸水被害防止区域(R3.11施行)
  - ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
  - ・土砂災害特別警戒区域
  - ・地すべり防止区域
  - ・急傾斜地崩壊危険区域

### 市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から**災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外**(R4.4~)

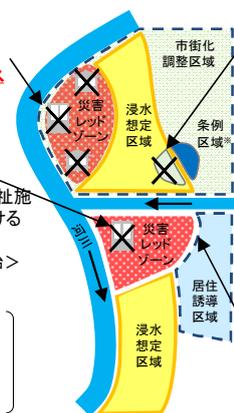
※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

（参考）災害イエローゾーン

- ・**浸水想定区域**  
（土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
- ・土砂災害警戒区域

### 居住誘導区域から原則除外

- **災害レッドゾーン**を立地適正化計画の**居住誘導区域から原則除外**



## 施策推進のポイント

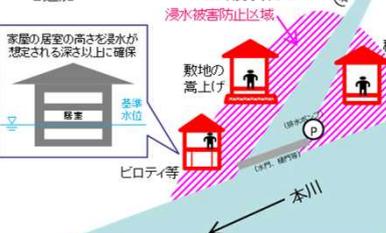
- ・浸水被害防止区域は、新たな居住に対する立地規制や建築の事前許可制とあわせて、区域内の既存住宅を対象に被災前に安全を確保するための移転や嵩上げ等への支援が可能であり、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。
- ・水災害に関する防災まちづくりの一般的な考え方について示した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」でも、想定されるハザードの外力が大きく頻度が高い区域で、都市的土地利用を避けることとした区域における土地利用規制の手法の1つとして、同区域が紹介されており、制度の活用にあたって参考とすることができます。

### 浸水被害防止区域における安全措置 (特定都市河川浸水被害対策法)

- **住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認**
- 住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる
- 住宅・要配慮者施設の建築行為について、  
・居室の床面の高さが基準水位以上  
・洪水等に対して安全な構造とする

### 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援 (災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 補助対象に**浸水被害防止区域内の住宅等**を追加  
＜R4年度予算より＞



### 被災前に安全な土地への移転を推進 (防災集団移転促進事業)

- 補助対象に**浸水被害防止区域内の住宅**を追加  
＜R3年度予算より＞
- 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている**合算限度額を設定しないこと**等による事前防災の推進  
＜R5年度予算より＞
- (か)地近接等危険住宅移転事業
- 補助対象に**浸水被害防止区域内の住宅**を追加  
＜R4年度予算より＞
- **除却等費**に係る**補助限度額を拡充**  
＜R5年度予算より＞

### (都市構造再編集中支援事業)

- 居住誘導促進事業における**浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化**  
＜R5年度予算より＞
- ※防災指針に即した災害リスクの高い地域

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 居住者の人命を守る

# #18 災害危険区域

## 目的

新たな居住に対し、立地を規制する  
居住者の人命を守る

## 根拠法令・計画等

建築基準法  
(規制内容は条例で規定)

## 支援

### 予算・税制

—

### 技術的支援

- ・出水等に関する災害危険区域の指定事例等について（令和2年9月4日付事務連絡）
- ・水災害対策への災害危険区域制度の活用について（令和3年6月9日付事務連絡）

## 施策の内容

### 概要

- ・地方公共団体は、条例で、出水、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができます。
- ・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めます。
- ・平成29年7月洪水の浸水実績を踏まえ、雄物川激甚災害対策特別緊急事業で整備した「輪中堤」で守られる範囲以外を大仙市が「災害危険区域」として指定し、居住の用に供する建築物について、地盤面の高さ制限、主要構造部の構造規制及び居室の高さ制限等を設定しました。



大仙市災害危険区域図

### 施策の効果

- ・大仙市による対象地区住民への意向調査を実施したうえで、輪中堤による治水対策と災害危険区域の指定による建築物の立地規制を治水部局（国）と建築部局（大仙市）が計画し、双方が連携した流域治水施策として実施しています。
- ・過去幾度も浸水被害を受けてきた集落の浸水リスクの早期軽減や、地域における住まい方の工夫による被害軽減の効果が期待されています。



移転先宅地造成完了状況



移転家屋の建設が進む状況

## 施策推進のポイント

- ・災害危険区域は、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となるなど、その他の法令等に基づく立地規制に係る規定の対象となる場合があります。そのため、地域の関係者との丁寧な合意形成が重要となります。
- ・区域内の既存不適格住宅等を対象に災害発生前に安全を確保するため、移転（防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業）や、改修等（災害危険区域等建築物防災改修等事業）の支援制度を活用することができますので、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課  
建築物事故調査・防災対策室 TEL 03-5253-8514

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

# #19 住宅等の防災改修（嵩上げ・ピロティ化等）

## 目的

既存の住居に対し、住まい方を工夫する

## 根拠法令・計画等

—

## 支援

### 予算・税制

災害危険区域等建築物防災改修等事業

### 支援内容

#### (1) 対象区域

- ・ 災害危険区域（災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む）
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 浸水被害防止区域

#### (2) 防災改修等の対象となる住宅・建築物

- ・ 既存不適格の住宅・建築物（区域指定等による建築制限等に適合しないものに限る）等
- ・ 上記に該当することが予定される住宅・建築物

#### (3) 交付率 国1/2

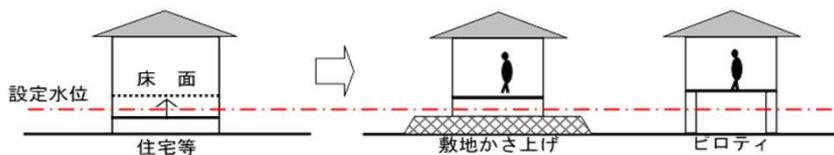
注) 建替後の住宅・建築物は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります  
地方公共団体が建替える建築物はZEB水準に適合する必要があります

## 施策の内容

### 概要

- ・ 近年、激甚・頻発化する水災害による被害を軽減するための施策として、災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定することにより、出水などによる危険の著しい区域における新たな住宅の立地規制や、住宅、建築物の構造規制を行うことで、水災害に対する住宅・建築物の安全性を高めることができます。
- ・ 災害危険区域等建築物防災改修等事業は、これら災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援するものです。

＜災害危険区域等内における建築制限のイメージ＞



### 【交付対象事業】

- ・ 災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ・ 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ・ 特定既存不適格建築物等※の防災改修等（ピロティ化、地盤に係る対応による居室の持ち上げ、建替え、避難空間の整備）

※既存不適格等の住宅・建築物（区域指定等により建築制限や許可基準に適合しなくなったもの）をいい、建築物は災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所または一時集合場所に指定されたものに限る

## 施策推進のポイント

- ・ 災害危険区域等の住宅等の構造基準等を定める区域指定が進むことにより、水害に対する居住の安全性が高められる一方で、区域内での住宅・建築物の新築や建替え等の際には建築制限が課されることになるため、区域の指定等にあたっては住民の方々への丁寧な説明が必要となります。
- ・ そのため、本事業では上記の各区域等を指定しやすい環境の整備と、区域指定することにより既存不適格等になる住宅等について、建築制限等に適合させる改修費用などの一部を補助することで、区域指定を行いやすくし、以て水災害に対する地域の安全性向上を図るものです。
- ・ 令和3年度以降に新たに指定された区域等または立地適正化計画における防災指針もしくは流域治水プロジェクト等を定めている地方公共団体における既存の区域等の内の住宅の場合は、補助上限額の嵩上げがあります。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課  
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

2 被害対象を減らす ————— 既存の住居に対し、移転を促す

# #20 住居の集団移転

## 目的

既存の住居に対し、移転を促す

## 根拠法令・計画等

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律  
 集団移転促進事業計画

## 支援

### 予算・税制

防災集団移転促進事業

### 技術的支援

防災移転まちづくりガイドス  
 Ⅲ章 防災集団移転促進事業  
 (防集事業) について

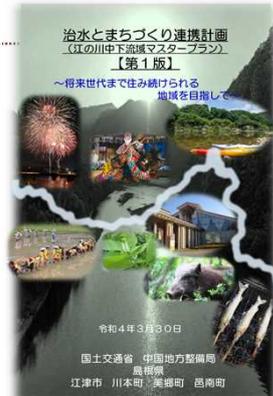


治水対策と集落維持の両立を目指した移転

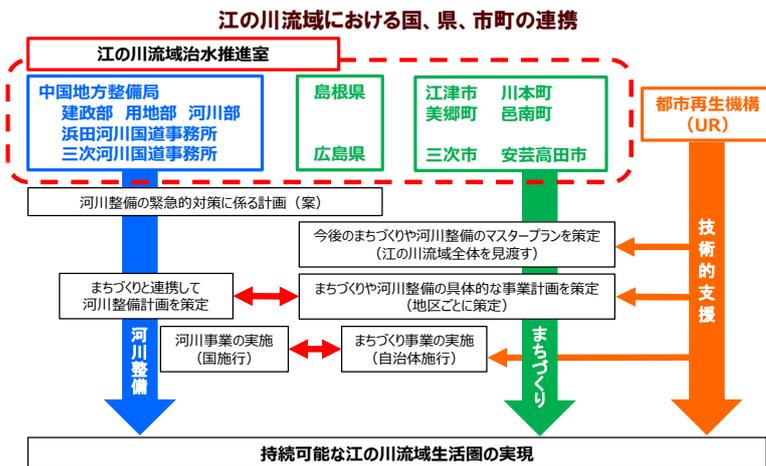
## 施策の内容

### 概要

- ・ 江の川では平成30年7月や令和2年7月の豪雨による洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、沿川市町村が連携して『治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】』をとりまとめ、令和4年3月に策定・公表しました。
- ・ 沿川市町村は、「治水とまちづくり連携計画」に基づき、国、県とともに河川整備と連携し、防災集団移転促進事業等を活用したまちづくりを推進しています。



治水とまちづくり連携計画



### 施策の効果(事例)

- ・ 島根県美郷町は、港地区において地域コミュニティを維持しながら安全な場所に移転したいという地域の意向を踏まえ、防災集団移転促進事業により地区内の高台団地に住居を集約・移転することにより、安全の確保に取り組んでいます。

## 施策推進のポイント

- ・ 浸水被害の状況、人口・経済等の社会情勢、生業などを踏まえ、各地域の将来計画を関係行政機関が連携して検討・提案し、集団移転のみならず複数の対策について地域住民と意見交換を行いながら住民・行政が協働した地域づくりを進めることが重要です。
- ・ 防災集団移転促進事業は、地域住民の意向を調整し、市町村が事業主体となって行うまちづくり事業です。そのため、関係主体が緊密に連携してまちづくりの方向性を共有し、国や都道府県等による計画策定への助言、移転元地の家屋補償や関連工事への事業協力など、市町村が実施する事業に対して協力を行うことにより、実効性の高いものとするとともに、事業の円滑化を図ることが重要です。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局

河川計画課 河川計画調整室 TEL 03-5253-8445

治水課

TEL 03-5253-8455

国土交通省 都市局

都市安全課 TEL 03-5253-8400

# #21 住居の個別移転

## 目的

既存の住居に対し、移転を促す

## 根拠法令・計画等

-

## 支援

### 予算・税制

がけ地近接等危険住宅移転事業

### 支援内容

#### (1) 対象地区要件

- ・ 災害危険区域
- ・ がけ条例等の区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
- ・ 浸水被害防止区域
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

#### (2) 対象住宅要件

- ・ 既存不適格住宅<sup>※</sup>
- ※ 浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示<sup>※</sup>等を行った住宅

※ただし、避難指示は、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

#### (3) 交付率

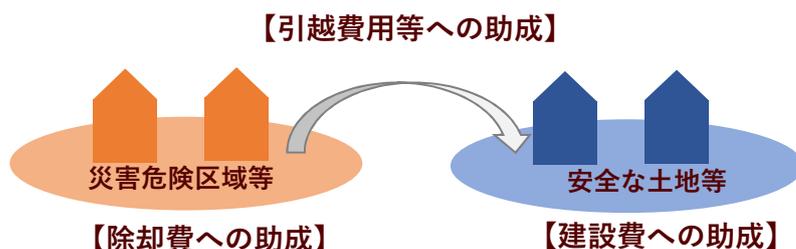
- ・ 国：1 / 2

注) 危険住宅に代わる住宅を新築する場合は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります

## 施策の内容

### 概要

- ・ 災害危険区域や浸水被害防止区域の区域内にある危険住宅の移転を促進するため対象地域の調査や、危険住宅の除却及び住宅の建設等の費用を助成する事業等を行う地方公共団体を支援します。



### 施策の効果

- ・ 本制度を用いて約19,000棟の危険住宅除去が行われています。

### 【交付対象事業】

- ・ 事業推進費  
対象地域の調査、事業計画の策定等
- ・ 除却等費  
危険住宅の除却及び移転に要する費用を助成
- ・ 建設助成費  
危険住宅に代わる住宅の建設、購入、改修のための資金を借入れた場合における利子相当額を助成

## 施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課  
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

# #22 居住誘導区域、防災指針

## 目的

防災まちづくり

## 根拠法令・計画等

都市再生特別措置法  
立地適正化計画  
都市再生整備計画

## 支援

### 予算・税制

コンパクトシティ形成支援事業  
都市構造再編集中支援事業  
居住誘導区域等権利設定等促進事業 等

### 技術的支援

- ・ 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）
- ・ 立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月）
- ・ まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策（令和3年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）
- ・ 防災コンパクト先行モデル都市を形成・横展開（令和2年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）

## 施策の内容

### 概要

・ 国土交通省においては、立地適正化計画制度により人口減少・高齢者の増加・拡散した市街地などの社会的課題に対し、コンパクトなまちづくりを進めています。居住誘導区域は立地適正化計画において、将来に渡り居住を誘導するエリアとして設定され、その設定において、現在及び将来に渡る人口分布や土地利用、都市機能等に加え、災害ハザードを踏まえた区域設定をすることで適切な防災まちづくりを推進しています。

・ 防災指針は、災害に強いまちづくりと併せた都市のコンパクト化を推進するため、立地適正化計画において誘導区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を位置付けています。

### 施策の効果

・ 災害リスクを踏まえた住宅や日常生活に必要な都市機能の誘導、集約等により、災害リスクの高いエリアへの人口集中を軽減。



## 施策推進のポイント

- ・ 防災指針の検討に当たっては、人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置などの現状及び将来の見通しと、想定される災害ハザード情報を重ね合わせる分析を適切に行い、地域防災計画等に位置付けられている各地域の警戒避難体制の構築状況等を勘案の上、災害発生により想定されるリスクを適切に確認することが必要です。
- ・ 災害リスクは想定する災害の規模と種類や、これに対して実施される対策の程度により様々であることから、治水部局は、防災まちづくりに取り組む自治体に対し、水害リスクマップや多段階の浸水想定図等を提供するだけでなく、必要に応じて、参考となる情報を併せて示すなど、丁寧に説明する必要があります。
- ・ なお、災害リスクの相対的に低いエリアへの都市機能や居住の集約・誘導を図る事業を市町村等が行う場合においては、立地適正化計画に基づく取組であれば、都市構造再編集中支援事業等の活用が可能な場合があるため、必要に応じ活用することで円滑な事業推進を図ることが可能です。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課  
河川計画調整室 TEL 03-5253-8445

都市局 都市計画課 TEL 03-5253-8409  
市街地整備課 TEL 03-5253-8413  
都市安全課 TEL 03-5253-8400

# #23 防災まちづくり連携土砂災害対策

## 目的

防災まちづくり

## 根拠法令・計画等

砂防法  
地すべり等防止法  
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律  
都市再生特別措置法  
立地適正化計画  
広域的な立地適正化の方針  
市町村管理構想

## 施策の内容

### 概要

- ・ 砂防事業を推進する国や都道府県と、防災まちづくりを推進する市町村とで、土砂災害リスクに関する情報を適切に共有し、そのリスク情報に基づいて砂防事業の計画とまちづくりの計画の一体的な検討を行います。
- ・ 安全な土地が少ないため土砂災害対策を行わなければ計画的なまちづくりができない地域については、移転等によるリスク回避を推進しつつ、居住を誘導する区域に対しては、砂防関係施設の整備を重点的に実施します。

### 施策の効果

災害ハザードを踏まえた居住を誘導する区域を設定することによる適切な防災まちづくりを推進しているなかにおいて、砂防関係施設の整備と移転等によるリスク回避を適切に組み合わせることで、早期の防災まちづくりの実現が図られます。

## 支援

### 予算・税制

- (直轄)  
砂防事業  
地すべり対策事業等
- (補助)  
まちづくり連携砂防等事業等

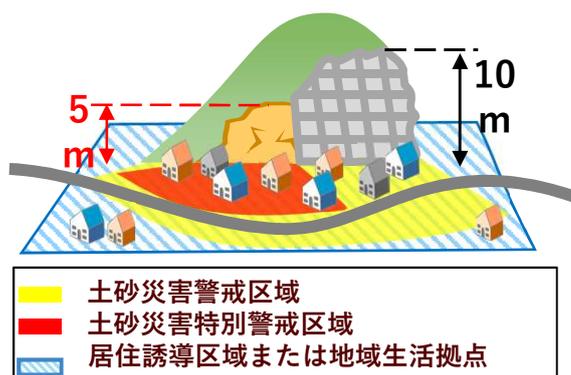
### 技術的支援

- ・ 河川砂防技術基準（令和3年4月等）
- ・ 砂防基本計画策定指針-土石流・流木対策編（平成28年4月）
- ・ 土石流・流木対策設計技術指針（平成28年4月）
- ・ 水災害を踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）
- ・ 立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月）

### 「まちづくり連携砂防等事業」の拡充概要(都道府県への補助事業)

○事業対象区域を、居住誘導区域に加え、市町村がまちづくりの計画に位置付けた地域生活拠点にまで拡大

○急傾斜崩壊対策事業のかけ高の要件を10m以上から5m以上に拡充



## 施策推進のポイント

・ 防災まちづくりを推進するために下記①、②の通知等を発出していますので、砂防事業の計画とまちづくりの計画の一体的な検討の際に参考としてください。

- ① 「砂防事業と防災まちづくりの連携のための情報共有等の推進」に関する通知(都市局・住宅局・砂防部 R4年6月)
- ② 「移転の勧告の基本的な考え方」の改定に関する通知(砂防部 R4年11月)

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課  
TEL 03-5253-8467

# #24 避難路・避難施設等の確保

## 目的

高台まちづくり

## 根拠法令・計画等

都市計画法

## 支援

### 予算・税制

都市安全確保拠点整備事業  
固定資産税等の特例措置  
(高規格堤防事業に伴う建替家屋)

## 施策の内容

### 概要

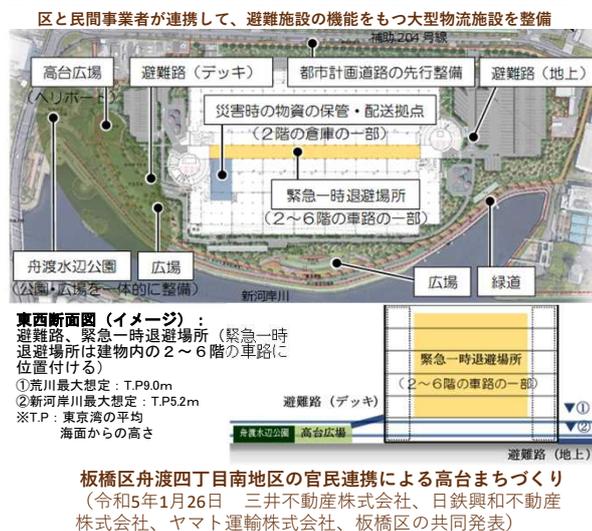
- 都市安全確保拠点整備事業により、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設）の形成を支援します。
- 地区計画制度の活用により、地域のニーズに応じた防災まちづくりを行うため、地区計画に居室の床面の高さや避難施設を位置付けることができます。
- 高規格堤防のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋に係る固定資産税、不動産取得税を軽減します。



都市安全確保拠点整備事業のイメージ

## 施策の効果

- 一団地の都市安全確保拠点施設は、特定公益的施設（集会施設、購買施設、医療施設等）と公共施設からなり、避難場所としての機能を確保することに加え、滞在中に必要な生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供を行うことで居住者等の一定期間の滞在を可能とします。
- 地区計画に床面の高さや避難施設を想定浸水高さ以上へ設置することを位置付けることにより、水害に対し安全な避難施設の機能をもつ民間建築物の整備など、官民連携による高台まちづくりを推進します。
- 税制優遇により高規格堤防に伴い移転される方の負担を軽減し、避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。



## 施策推進のポイント

- 治水施設の整備を加速化させるとともに、施設では防ぎきれない大洪水等により大規模氾濫が発生しても、命の安全・最低限の避難生活水準が確保され、さらには社会経済活動が一定程度継続することができるよう、まちづくりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって、高台まちづくりを推進することが重要です。
- 具体的には、早い段階からの避難が出来なかった場合に備え、居住者等が垂直避難する空間と併せ生活関連物資の提供や医療サービスの提供等の機能を備えた拠点を形成することや、連絡デッキ等で建物を繋げ建物群を創出することが考えられます。また、河川管理者において避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 都市局 市街地整備課  
TEL 03-5253-8413

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

# 水害リスクマップ

## 浸水頻度を示した新たなマップの作成と活用

### 概要

これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる「洪水浸水想定区域図（想定最大規模の降雨を対象）」を作成し公表してきました。

これに加えて、土地利用や住まい方の工夫及び防災まちづくりなどへの活用を目的として、発生頻度が高い降雨規模の浸水範囲と浸水頻度を図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」の作成・公表を進めています。

### 多段階の浸水想定図

水害リスクマップの作成にあたっては、その基礎情報として、降雨の年超過確率が1/10（高頻度）、1/30（中高頻度）、1/50（中頻度）、1/100（中低頻度）の4ケース、計画規模である1/150や1/200（低頻度）を追加した5ケースの浸水想定図を作成しています。

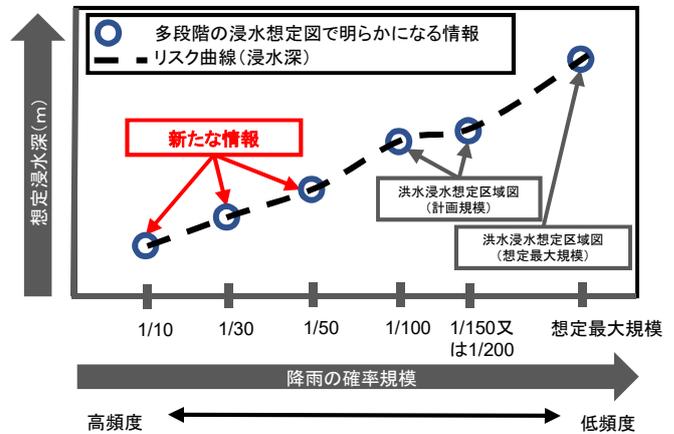
### 水害リスクマップ

水害リスクマップは、多段階の浸水想定図を重ね合わせて浸水範囲と浸水頻度を図示したもので、特定の浸水深ごと（浸水深0m以上、床上浸水相当の浸水深0.5m以上、一階居室浸水相当の浸水深3m以上）に作成することとしています。

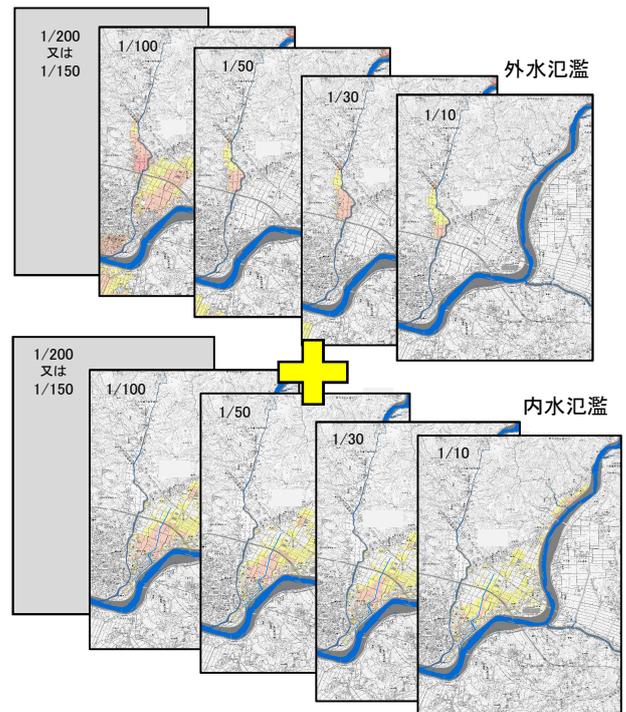
今後、水害リスクマップについては、国土数値情報などでオープンデータ化するとともに、流域治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用、住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進していきます。

### 問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室  
TEL 03-5253-8460

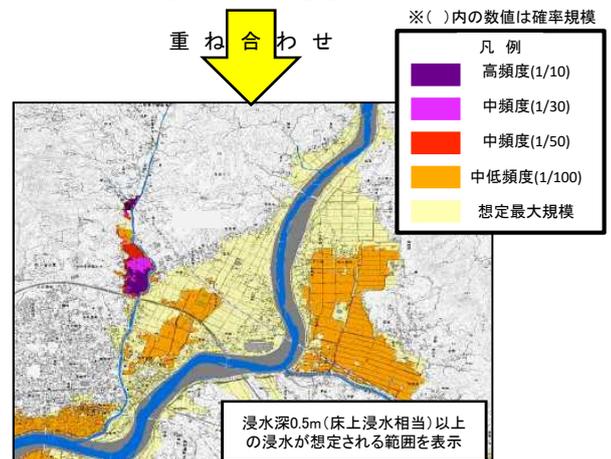


新たな水害リスク情報(イメージ)



多段階の浸水想定図

重ね合わせ



水害リスクマップ

2 被害対象を減らす 氾濫拡大の抑制

# #25 浸水被害軽減地区（盛土構造物等）

## 目的

氾濫拡大の抑制

## 根拠法令・計画等

水防法

## 支援

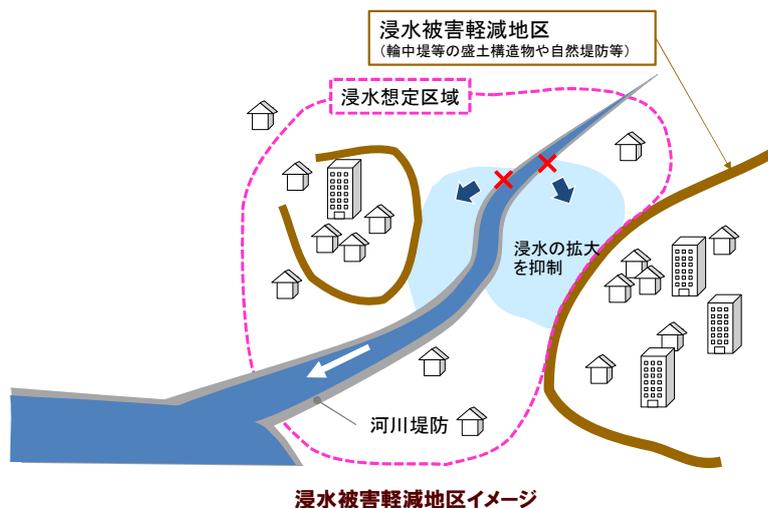
予算・税制

固定資産税等の特例措置

## 施策の内容

### 概要

・水防法により、洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤防や自然堤防等を水防管理者が浸水被害軽減地区として指定し、土地の改変等をしようとする者に対して、水防管理者への届出を義務付けることで、浸水抑制機能の保全を図るものです。



### 施策の効果

洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤や自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定し、従来からある浸水拡大防止機能や流域の遊水機能を維持しつつ、浸水被害の軽減を図ることができます。



福東輪中堤(昭和51年9月 台風17号浸水時)

## 施策推進のポイント

- ・流域治水の取組では、堤防などの河川内の治水対策に加え、流域の遊水機能等を保全することで、河川の急激な水位上昇を防ぐものにも重点が置かれています。
- ・そのため、遊水機能を維持・活用しつつ洪水をしのぐ霞堤箇所などにおいて、機能を維持した形で浸水被害軽減地区を指定し、一体的に保全を図ることで、流域治水を推進することも有効です。
- ・また、浸水範囲と浸水頻度を一元的に示した水害リスクマップ（浸水頻度図）を活用することにより、想定最大規模(低頻度)の洪水に対しては浸水被害の拡大を防御しきれないものの、中・高頻度の浸水に対しては浸水被害を防止する機能を有する自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定することも有効です。
- ・浸水被害軽減地区の指定にあたっては、地権者からの同意を得やすくするため、税制特例措置も設けられており、流域治水を一層推進するため、積極的な指定が必要です。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課  
水防企画室 TEL 03-5253-8460

# #26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)

## 目的

避難の確保(平時)

## 根拠法令・計画等

水防法  
大規模氾濫減災協議会  
(減災に係る取組方針)

## 支援

### 予算・税制

水害リスク情報整備推進事業  
内水浸水リスクマネジメント推進事業  
津波・高潮危機管理対策緊急事業

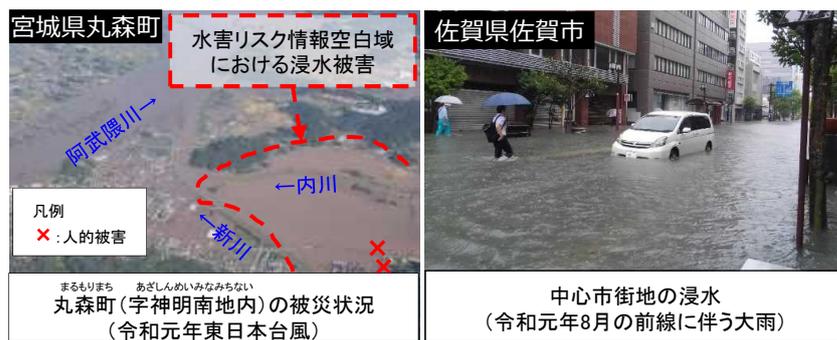
### 技術的支援

- ・小規模河川の氾濫推定図作成の手引き(令和2年6月)
- ・内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)(令和3年7月)
- ・高潮浸水想定区域図作成の手引き(令和3年7月)
- ・水害ハザードマップ作成の手引き(令和3年12月)

## 施策の内容

### 概要

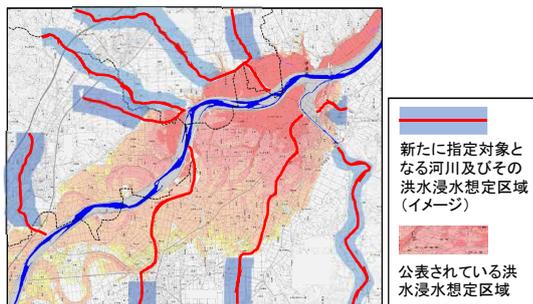
・近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生しています。水害リスク情報の空白域を解消するため、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道、海岸に拡大しています。



水害リスク情報の空白域における水害事例

### 施策の効果

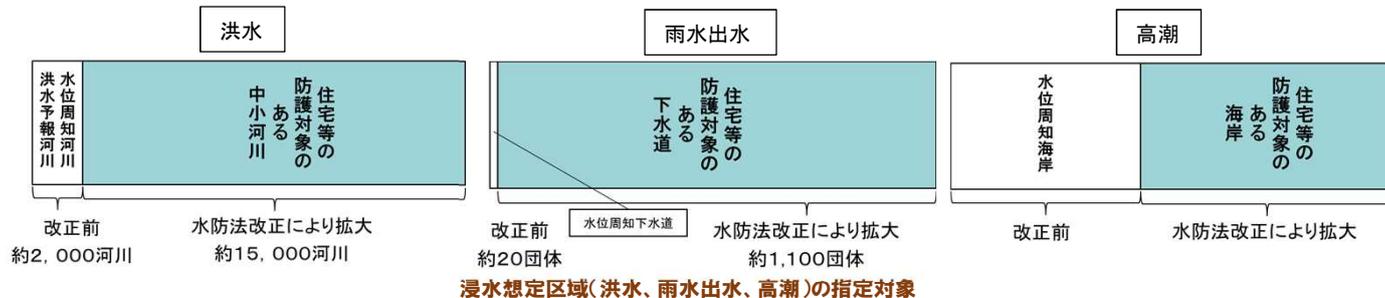
・住宅等の防護対象があり、円滑・迅速な避難確保等を図る必要がある、全ての一級・二級河川、海岸における水害リスク情報を提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難行動を促進します。



指定対象河川拡大イメージ

## 施策推進のポイント

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体が新たに指定対象として追加され、高潮(高潮浸水想定区域)では全ての海岸が指定対象となっています。



## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課  
水防企画室 TEL 03-5253-8460

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室  
TEL 03-5253-8471

# #27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練

## 目的

避難の確保(平時)

## 根拠法令・計画等

水防法  
大規模氾濫減災協議会  
(減災に係る取組方針)

## 支援

予算・税制

技術的支援

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材

## 施策の内容

### 概要

・水防法に基づき、浸水想定区域内で市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられます。



避難確保計画(記載例)



避難訓練のイメージ

### 施策の効果

・令和4年8月の大雨において、福島県喜多方市の特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、利用者を無事に避難させることができました。



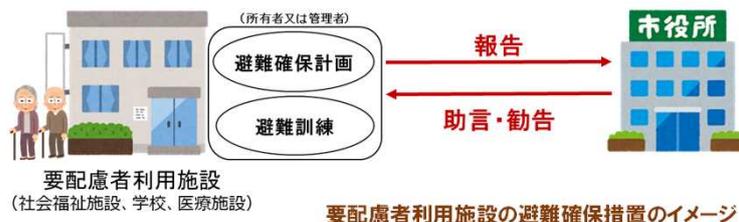
避難訓練の様子  
(けいわ苑提供)



浸水時の状況  
(喜多方市提供)

## 施策推進のポイント

・令和3年水防法等の改正により、施設管理者等から市町村に訓練実施の報告をすることが義務化されるとともに、市町村が施設管理者等に対し避難確保計画の内容について助言・勧告できる制度が創設されました。要配慮者利用施設の避難の実効性確保のためには、避難訓練を継続的に実施し、必要に応じて避難確保計画を見直すことが重要です。



## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課  
水防企画室 TEL 03-5253-8460

# #28 迅速・円滑な避難（避難のための情報発信）

## 目的

避難の確保（災害時）

## 根拠法令・計画等

災害対策基本法・気象業務法・水防法  
大規模氾濫減災協議会  
(減災に係る取組方針)

## 支援

### 予算・税制

—

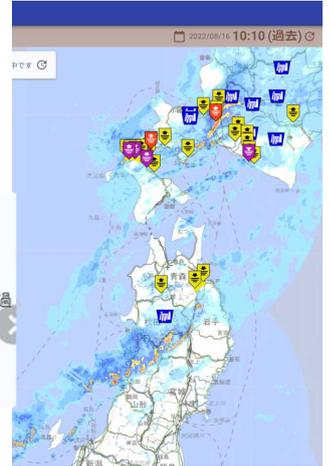
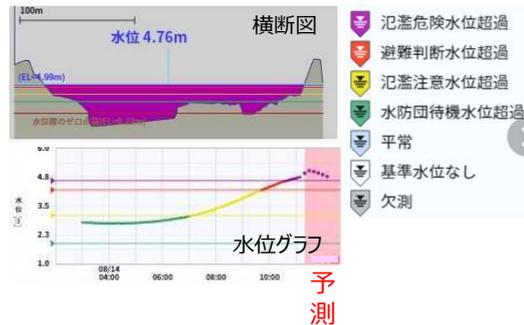
### 技術的支援

- 川の防災情報  
(<https://www.river.go.jp/>)
- 危機管理型水位計運用協議会  
(<http://www.river.or.jp/koeki/riverwaterlevels/portal.html>)

## 施策の内容

### 概要

・災害時の迅速・円滑な避難判断に必要な雨量や河川水位、河川カメラ映像などの観測情報や洪水予報やダム放流通知、水防警報などの予報・警報の発信を推進しています。



川の防災情報による  
河川水位などの提供

### 施策の効果

・観測情報や警報情報の発信を推進することにより、避難所開設などの事前準備や避難指示などの判断に資するものです。



## 施策推進のポイント

- ・地域住民が迅速・円滑な避難行動を行うためには、市区町村による避難先の確保や避難誘導のための的確な避難指示の発令など地域住民が迷わないための事前準備や情報発信が必要です。
- ・市区町村によるこれらの行動を支援するため、国や都道府県、関係事業者が有する観測情報などを「川の防災情報」などにより、報道機関や民間企業への提供・配信などを進めています。
- ・当該施策には、観測機器の設置などに関する地域住民の理解や協力が不可欠であり、市区町村や民間企業、地域住民による防災行動計画の策定などを進めるとともに地域住民に観測情報や予報・警報などを理解いただく活動が重要となってきます。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課  
河川情報企画室 TEL 03-5253-8446

# #29 浸水対策（耐水化・止水壁等）

## 目的

経済影響の軽減等

## 根拠法令・計画等

水防法  
大規模氾濫減災協議会  
(減災に係る取組方針)

## 支援

### 予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業  
下水道事業費補助  
地下街防災推進事業  
鉄道施設総合安全対策事業費補助  
都市鉄道整備事業費補助  
一時避難場所整備緊急促進事業 等  
固定資産税の特例措置  
(浸水防止用設備)

### 技術的支援

- 地下街等（大規模工場等）に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き
- 地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン
- 地下街の安心避難対策ガイドライン

## 施策の内容

### 概要

- 近年集中豪雨等による浸水被害が多発しており、特に地下街等で浸水が発生した場合は、身体・生命へのリスクが大きく、都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクがあることから、避難確保や浸水防止の取組みが必要です。
- また、大規模工場等についても、浸水時には地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、浸水防止の取組が求められます。



平成15年福岡市での水害



六角川氾濫に伴う油流出

### 施策の効果

- 浸水被害が想定される地下街及び大規模工場等において、浸水対策として止水板や排水ポンプ等の設置が進められています。



防水板



防水壁



排水ポンプ



換気口浸水防止機



地下への浸水防止対策

工場での浸水対策例  
(株式会社佐賀鉄工所HPより)

## 施策推進のポイント

- 水害は、浸水被害が発生するまでに一定の時間があることが想定されるため、事前対策はもとより、初動対応による応急的な浸水防止措置等を図ることで、被害を軽減できる可能性があります。洪水時等に浸水の防止を図るための計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が有効です。
- 地下街等においては、連続する施設からの浸水により、予期せぬ被害の拡大が生じる可能性があります。このため、地下で連続する施設による関係者間で、利用者の避難や浸水防止に係る計画を作成することが重要です。



地下街、接続ビルの来客を  
想定した避難誘導訓練

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室 TEL 03-5253-8460  
下水道部 流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 都市局 街路交通施設課  
TEL 03-5253-8416

# 水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進

## 学校施設の水害対策の推進

近年、「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」等で発生した大規模な風水害により、学校施設等に甚大な被害が広範囲に及びました。

令和3年6月に文部科学省において公表した調査では、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7千校のうちの約3割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることがわかりました。

このことから、上記調査結果の公表と合わせて、文部科学省において「学校施設の水害・土砂災害対策事例集」を作成し、各学校設置者へ周知をしました。

事例集では、架台の設置や止水板による受変電設備への浸水対策、高床化による校舎への浸水対策、児童生徒の成績に関する資料など重要な書類への浸水対策等に加えて、校庭に貯水機能をもたせる取組も紹介しています。

### 水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて

また、「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」を令和3年11月に立ち上げ、本協力者会議のもとに水害対策検討部会を置き、学校施設の水害対策の基本的な考え方などについて検討を行い、令和4年6月に、「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて ～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する靱やかな学校施設を目指して～ 中間報告」として取りまとめました。

中間報告では、検討の枠組みとして、域内のハザード情報の把握、水害対策の取組の方向性や優先度の検討、個々の学校施設の対策内容の検討等を示しています。流域内の雨水貯留機能の向上に資する取組の検討については、校庭等への雨水貯留浸透施設等の設置に、学校設置者も協力するという視点が重要であるとされています。

引き続き具体的な検討の手順等も示した手引きの検討を行っており、最終報告として取りまとめる予定です。



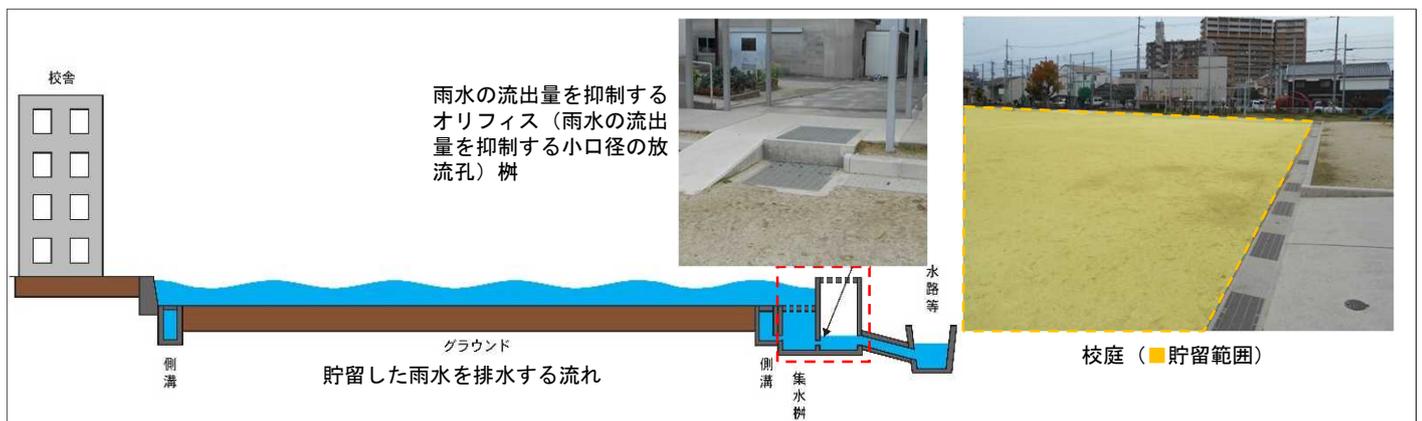
架台の設置による受変電設備への浸水対策



止水板による受変電設備への浸水対策



高床化による校舎への浸水対策



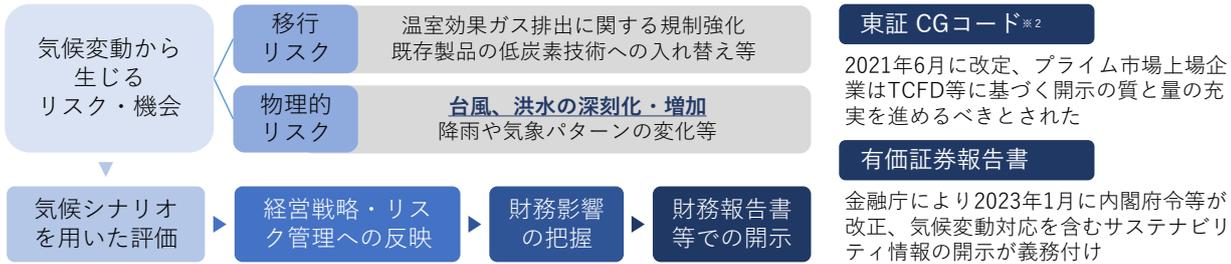
校庭に貯水機能をもたせる取組

# 民間企業のTCFD開示をサポート

企業の気候変動リスクを評価する手引きを作成し、企業自ら行う洪水リスク評価の取組を支援

## 民間企業における気候変動リスクの開示

2017年6月に公表された気候関連財務情報開示タスクフォース※1の提言（TCFD提言）等を踏まえ、民間企業においては気候変動に伴うリスクと機会の開示が急務となっています。国内でもプライム市場上場企業における開示の質と量の充実が求められるなど、この動きは加速化しています。



TCFD提言における情報開示の枠組みと評価・開示フロー

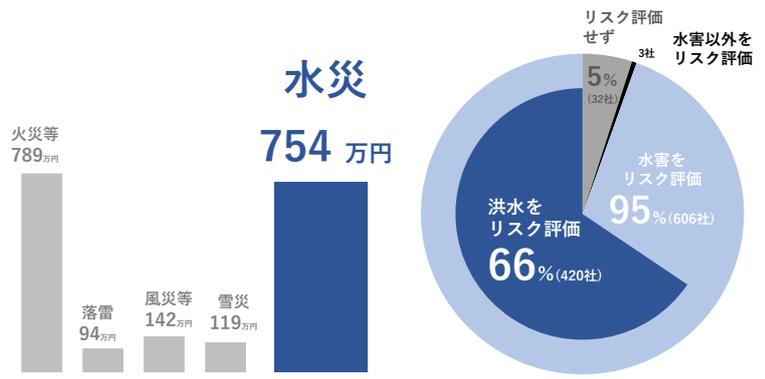
国内における動向

※1：Task Force on Climate-related Financial Disclosures ※2：コーポレート・ガバナンスコード（企業統治指針）

## 洪水による浸水リスク評価の重要性

気候変動の影響により洪水による浸水リスクは増加すると予測されています。また洪水をはじめとする水害リスクは国内でも主要なものであり、民間企業も洪水を主要な自然災害リスクとして認識しています。

民間企業の事業継続性を確保する等の観点からも、TCFD提言等に基づくリスク評価として、洪水を対象に検討を行うことは非常に重要であるといえます。



自然災害別の保険金支払額（国内、1件当たり）

※一般物件、2017年～2019年度 3ヶ年平均

物理的リスクの評価状況（プライム市場上場企業）

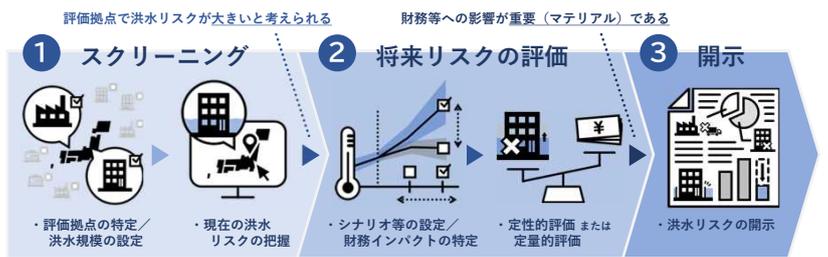
※2022.9.7時点  
※洪水以外の水害：台風、高潮、内水氾濫等

## 民間企業の洪水リスク評価手法案を提示し、手引きを策定

民間企業の洪水リスク評価を支援するため、国土交通省では令和4年12月に「気候関連情報開示における物理的リスク評価に関する懇談会」を設置しました。企業がリスク評価の目的や熟度等に応じた適切な手法を選択できるように基本的なフローを示し、気候変動の影響による将来リスクの評価の考え方等を記載した手引きを策定しています。



洪水リスク評価の手引き（日本語版・英語版）



洪水リスク評価の基本的フロー

問い合わせ 国土交通省水管理・国土保全局  
河川計画課 TEL 03-5253-8443

# 事業継続力強化計画認定制度

## 中小企業の事前対策の強化

### 概要

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。

津波や豪雨等の自然災害に対して、中小企業がそのリスクを想定し、事前対策を行うことが重要です。水害対策としては、申請者が自治体や国交省が公表するハザードマップにより、リスクに応じた対策を計画することを求めています。

計画には、単独で中小企業が行き組む「事業継続力強化計画」と複数の事業者が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」があります。

認定を受けた中小企業者は、政府系金融機関による低利融資等の金融支援、防災・減災に係る設備投資を行った際の税制措置、補助金の加点、認定ロゴマークの付与等様々な支援策が受けられます。

### 【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

{ 連携して計画を実施する場合：  
大企業や経済団体等の連携者 }

①計画を策定し申請 ↓ ↑ ②認定

経済産業大臣  
(地方経済産業局)

### 認定を受けた企業に対する支援策

- ロゴマークの活用  
(HPや名刺等で認定のPRが可能)
- 低利融資等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金の加点措置
- 中小企業庁HPでの認定企業公表



### 計画策定支援

独立行政法人中小企業基盤整備機構では本計画を推進するため、計画策定のための専門家を無料で派遣する「ハンズオン支援」や「セミナー」など様々な事業を実施しています。詳細は下記「中小企業強靱化支援ポータルサイト」をご覧ください。

中小企業強靱化支援ポータルサイト：<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>

### 申請方法

#### ●事業継続力強化計画

事業継続力強化計画電子申請システムから申請ください。

事業継続力強化計画電子申請システム：<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

#### ●連携事業継続力強化計画

申請書に必要な事項を記載した上で、主たる事務所が所在する都道府県を管轄する経済産業局等に提出ください。詳細は中小企業庁ホームページを参照ください。

中小企業庁ホームページ：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html#jigyō>

問い合わせ 経済産業省 中小企業庁 経営安定対策室 TEL 03-3501-0459

3 被害の軽減・早期復旧等 ————— 災害復旧(洪水氾濫の防止)

# #30 流域治水型災害復旧（遊水地・輪中堤）

## 目的

災害復旧（洪水氾濫の防止）

## 根拠法令・計画等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法  
（流域治水型災害復旧）

## 支援

### 予算・税制

河川等災害復旧事業

### 技術的支援

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第3第2「ホ」の運用について  
（令和4年5月17日 国水防第23号）
- ・「流域治水型の原形復旧」の運用の実施について  
（令和4年5月17日付事務連絡）

### 災害緊急調査

（本省災害査定官が被災地へ赴き、被災自治体に対し復旧方針・工法等の技術的支援・助言）



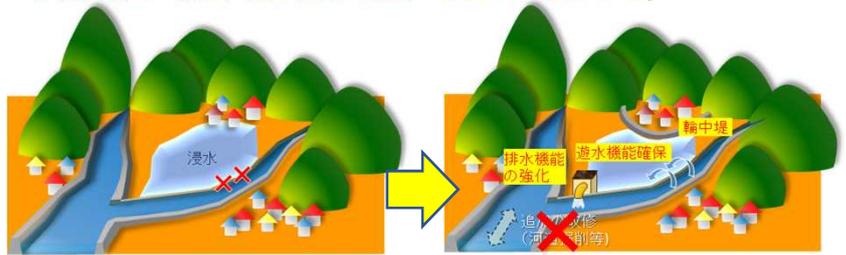
### 事前打合せ

（査定の迅速な処理と現地査定において手戻り等が生じないようにするため、災害査定前に復旧内容等を事前協議）

## 施策の内容

### 概要

- ・堤防の決壊や越水が発生した場合に、下流の追加対策も含めトータルで国費・総事業費ともに安くなる場合、下流への負荷を抑えつつ、再度災害防止・減災を図る復旧方法として、災害復旧事業において輪中堤や遊水地による復旧が可能です。



### 施策の効果

輪中堤や遊水地、排水施設等の整備により遊水機能を確保しつつ、家屋浸水を防御することにより、下流における改修を待つことなく、被災箇所の再度災害防止を実現します。  
福井県鹿蒜川は、令和5年1月に全国で初めての採択（輪中堤）となり、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりを進めています。



## 施策推進のポイント

- ・災害により堤防等が被災した場合、災害復旧事業として流域治水の取組を推進することが可能です。
- ・災害復旧事業（補助）としての国庫負担率（2／3以上）による事業の実施が可能です。
- ・「災害査定時点で河川整備計画又は流域水害対策計画が策定されており、当該箇所における輪中堤又は遊水地の整備内容が記載されていること」が採択要件の1つであるため、平時からの流域治水対策の検討、整備計画等の策定・変更を進めることが重要です。
- ・その他の採択要件について十分に確認することが必要です。なお、要件に合致しない場合においても、改良復旧による手法もあることから、適宜相談をお願いします。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課  
TEL 03-5253-8459

# #31 災害復旧（遊水地内の迅速な土砂撤去）

## 目的

災害復旧（洪水氾濫の防止）

## 根拠法令・計画等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

## 支援

### 予算・税制

河川等災害復旧事業

### 技術的支援

・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14第5号の運用について

・「遊水地内の土砂等の除去」の運用の取扱いについて

### 災害緊急調査

（本省災害査定官が被災地へ赴き、被災自治体に対し復旧方針・工法等の技術的支援・助言）



### 事前打合せ

（査定の迅速な処理と現地査定において手戻り等が生じないようにするため、災害査定前に復旧内容等を事前協議）

## 施策の内容

### 概要

- ・遊水地で洪水を貯留したのち、土砂等※が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合には、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として、堆積土砂等の撤去が可能です。
- ※土砂等：土砂、流木、塵芥



### 施策の効果

- ・これまでの、遊水地活用後、田畑、公園等に堆積した土砂等は施設管理者が撤去していましたが、今後は、遊水地の洪水調節機能や施設機能（水門や排水路等）を阻害する土砂等を災害復旧で一貫して撤去可能になりました。
- ・迅速な土砂撤去を行うことで、次の洪水の際に必要な洪水調節機能を発揮することが可能となります。

## 施策推進のポイント

- ・土砂等の堆積量は、原則として被災前1年以内の現地状況と十分に比較検討し、算定する必要があるため、事前の測量データの取得が重要です。
- ・土砂等の堆積により河川管理施設等の機能が確保されていない状況については、被災前後が確認できる写真等を整理する必要があります。
- ・地役権等の方式の場合、平時より関係施設管理者等と対象とする施設、実施する事業、費用の負担等について調整し、覚書を締結しておく必要があります。
- ・農地・農業用施設等の災害復旧事業の工事により土砂等の除去を一括で施行する調整がなされた場合は、災害発生後速やかに工事の一括施行者と費用負担の調整等を行い、協定書および必要書類を作成する必要があります。
- ・一括施行によらない場合は二重採択防止のため、関係施設管理者等と復旧事業の概要を共有しておく必要があります。



河川管理施設周辺の堆積事例

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課  
TEL 03-5253-8459



流域治水の推進



流域治水プロジェクト



紹介動画(4分)



特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

流域治水施策集(令和5年3月)

発行:国土交通省水管理・国土保全局治水課